

令和4年度教育文化事業（読書活動推進助成）第2回募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

1 要項の目的

この要項は、教育振興事業規程第2条並びに教育文化事業規程第6条及び第8条の規定に基づき教育文化事業（読書活動推進助成）の適正な執行を図るために必要な事項を定める。

2 事業の趣旨

島根県内の学校図書を充実し、読書活動を推進することによって、「島根を愛し、世界を志す、心豊かな人づくり」の一助とするための教育環境を整えることを目的とする。

3 募集の対象

「事業の趣旨」に合致した読書活動を推進し、心豊かで夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てる学校。なお、本年度第2回目は、出雲・浜田・益田・隠岐の各教育事務所管内の小学校を助成の対象とする。

4 助成の内容等

(1) 助成額

1校当たり4万円分の図書カード（ただし、分校にも図書館があるなど1校で複数の図書館を設けている学校は、その数に応じて応募できる場合があります。）とし、総額592万円以内とする。

(2) 助成の対象外費用

ア 児童生徒の読書活動を目的としないものを購入する費用

イ 教職員用の図書を購入する費用

※ 助成後、対象外のものを購入した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金する。

5 選考方法

(1) 選考手続き

① 島根支部は、設置する選考委員会の選考結果に基づき、幹事会において助成対象者及び助成額を決定し、その結果を文書で各申請者に通知し、会報・ホームページ等で公表する。

② 採否の理由については、回答しない。

(2) 選考基準

① 適正性 本事業の助成の趣旨と合致しているもの。

② 必要性 他からの助成が得難い等、島根支部からの助成の必要性が高いもの。

③ その他 島根支部が価値を認め評価するもの。

6 申請手続き

(1) 申請方法

教育文化事業（読書活動推進助成）申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、島根支部宛に持参又は郵送する。なお、E-mailでの受付はしない。

(2) 送付書類

申請書の原本及びコピー 各1部

(3) 受付期間

令和4年9月1日から10月31日（消印有効）までとする。

(4) 申請書類請求先及び申請書類等送付先

〒690-0887 島根県松江市殿町3番地

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

電話 0852-24-1059 FAX 0852-31-6089

(5) 個人情報の取扱い

① 申請書記入の個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用する。

② 助成が決定した場合には、申請書記載の内容及び助成額を公表する。

7 助成金の給付

助成が決定した場合、島根支部は学校に図書カード（4万円分）を送付する。

8 成果報告

助成金の給付を受けた学校は、助成金給付の対象となった事業が終了したとき、教育文化事業（読書活動推進助成）成果報告書（様式2）により令和5年2月28日までにその結果を支部長に報告するものとする。その際、作成した資料等があれば添付すること。また、提出された報告書等（写真等も含む）は、島根支部が公表できるものとする。